

第四十八回国 参議院 大蔵委員会 會議録第六号

昭和四十年二月十八日(木曜日) 午前十時四十五分開会

委員の異動

二月十七日 野濤 勝君 補欠選任 小宮市太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 西田 信一君 理事 佐野 廣君 成瀬 幡治君 中尾 辰義君

委員 大竹平八郎君 栗原 祐幸君 林屋龜次郎君 日高 広為君 堀 末治君 佐野 芳雄君 野々山 一三君 鈴木 市藏君

政府委員 大蔵政務次官 大蔵省主計局次長

鍋島 直紹君 鳩山威一郎君

事務局側 常任委員会専門員

坂入長太郎君

説明員

大蔵省主計局主計官 津吉 伊定君

本日の會議に付した案件

○會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五部 大蔵委員会會議録第六号 昭和四十年二月十八日 【参議院】

○物品管理法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 昨十七日、野濤勝君が辞任せられ、その補欠として小宮市太郎君が選任されました。

○委員長(西田信一君) 會計法の一部を改正する法律案、物品管理法の一部を改正する法律案、以上参議院先議の兩案を一括議題とし、前回に引き続き兩案に対する質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。 ○成瀬幡治君 前回お尋ねをしておいたことに対して引き続きお尋ねしたいと思つたのですが、いままでも各省あるいは各庁の長が大体その責任者になつておられたわけですが、今度はそれを部下の職員に委任して行なわせることができるように改正をされるわけですが、大づかみにいって、長が責任者であつたのを、今度は部下の職員ということになるわけですが、どの辺のところはその責任者というのですか、委任をされる人はいろいろと違ふかと考えますが、大づかみにいって、たとえば農林省では何々のものはどが最終の責任者になるかというようなことを御説明願いたいと思つたのです。

○説明員(津吉伊定君) 御指摘ございましたように、今度の改正によりまして、従来も解釈上は当然できることとございましたが、各省各庁の長がその省の所管物品の總括的な管理権限を持つております、それに基づきまして、分類がえとか管理がえの命令はできるという解釈でございましたし、またその権限をしかるべき個所に委任いたしましたして運用できるのではないかとすることも解釈上はございましたわけでございますが、それを今回の改正によりまして法文上明確にいたしたい

という趣旨でございます。

それで、具体的にどの辺の段階に委任をするかという御質問でございますが、これは農林省でございますと、林野庁でありますとか食糧庁というふうな外局の長、それから地方に参りまして地方支分部局のたとえば農政局とか管林局とか、そういうプロックの官庁の長に委任をいたすということに考えております。

○成瀬幡治君 弁償する場合、この前の質問で、どういふ場合に故意または重大な過失だといふようなことに対しては、會計検査院の検査報告をまづ、會計検査院の判断をまづてそういうことをさせるというふうなふうに承つたわけですが、何か、そうしますと、元来ならば各省各庁の長がそういういろいろなことに対しての保管の責任者であつた。それが今度は、いまお話承りましたように、その分局なり、あるいは各地方の長になつた。ところが、今度は損害を与えたというふうなところの判断は會計検査院がやるというわけですが、これも、それはいままでもそうかと思はれませんけれども、もう少し私は自主的に、たとえば各省各庁の長が責任を負うてそういう判断をして、これは弁償せなくちゃいかぬじゃないかという判断をする、そういう権限というものはいままでは全然なかつたのか。何か、あつてもいいような気がするんですが、どうでしょう。

より弁償を命じた場合において、會計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならぬ。」「こういたしましたして、制度上、行政機関といたしましては検査院が検定をいたすというのが原則的な制度になりまして、検査院の検定をもつて制度的には行政部内では責任の問題は確定いたしましたわけでございますが、その前におきましても、各省各庁の長において弁償を命ずることができるといふ制度はございまして、当然各省大臣がその所管にかかわる物品の責任問題をそういう形態で処理をするということになつてござい

ます。 ○成瀬幡治君 いや、ぼくは、今度何条かということについてはちよつと調べておりませんが、少なくとも弁償命令を部下の職員に委任することができるといふわけですね、各省各庁の長は、ですから、そのほかに主点があるのか。あなたがいま御説明になりました三十一條の一項でもやれるのは、あくまでも會計検査院の検査をまづて初めて効力が発生するものか。そうじゃなくて、いや、これは確かに私が悪うございまして、いかつこうで、各省各庁の長が、いままで、弁償命令を出せばそれで大体行なわれておつたものか。どちらですか。

○説明員(津吉伊定君) 大体の運用といたしましては、検定をまづて、弁償命令をすべきことを任命権者に検査院が請求するということをまづまづせんで、行政—その省部内において弁償を命じて、それで實力に応じまして納付、弁償されておる。それが弁償を事實的にされておりますと、検査院といたしまして、確認的にその責任の關係を確定するというところでございまして、事實的にはおおむね、運用上はその省部内において弁償を

命じて処理された実態になっておるといのが通常の形態でございます。

○成瀬幡治君 会計検査院の指摘のことで、これは決算委員会の問題になっておるわけですが、これは金銭的な問題で、現金の問題で、あるいはそういうような問題では私たちがいろいろあるわけですが、実際その物品等が故意、過失で弁償命令を受けて、そしてその補償をしたというよりなことはたくさんあるわけですか。

○説明員(津吉伊定君) 検査院が有責検定をいたしましたので弁償命令が出たという態様は、三十四年度におきまして物品管理職員に対するもの一件でございます。

ところが、先ほど御説明いたしましたように、物品管理職員、それからこれは付加せなければいかぬわけですが、物品使用職員につきましても故意、重過失の場合の責任がございませうけれども、それらひっくるめまして、三十七年度の例でございますが、物品管理職員の事故件数が二百三十一件、物品出納官は十八件、物品供用官は四十二件、使用職員は、これは防衛庁あたりの非常にこまかい、手袋でありますとか何か非常に小さいな物品が入っておりますので、件数としましては一万六千件程度という状況でございます。これは三十七年度の例でございます。

それから、三十八年度の例をとりますと、物品管理職員の事故件数が百二十二件、出納官の事故件数が十一件、供用官の事故件数が十九件、使用職員は事故件数が一万九千件ちよつとという状況でございます。

○成瀬幡治君 数字の御説明を承ったわけですが、それを資料としてお出し願いたいと思っております。

○説明員(津吉伊定君) 非常に膨大な報告でございますが、多年度にわたって、どの程度でいいか問題でございますが……。

○成瀬幡治君 五年ぐらいでいいです。  
○説明員(津吉伊定君) じゃ、提出いたします。  
○成瀬幡治君 あなたがそこで、ほかは資料を見

ていないし、そういうことがわからないわけですが、故意というのですかね、悪質ですね、あなたがいつごろからそういう責任者になられたか私は承知しておりませんが、これはもう困った、ほんとうに悪質のものか、こういうような例があるというのがあるたら、お聞かせ願いたいと思っておりますが、どうですか。

○説明員(津吉伊定君) そういうぐあいには詰められません、どうも、詰め切ったところどうかというところでございしますが、ほんとうに困ったと申し上げていかどうかは別でございますが、物品の事故につきまして、三十七年度の例で申し上げますと、これは酔っぱらい運転で、乗用車の民間ダンプトラックとの接触によりまして損傷を来たした。しかし、まあこれも主観的な態様は、非常にけしからぬ話ですけれども、減価額としましては、この例では三千八百五十円といたしております。

それから、郵政省関係で三百七十件程度でございますが、これは郵便局の外勤職員が貸与を受けております用具とか被服を亡失したものであること、この中の非常にけしからぬかどうかという態様は、ちよつとその類型では分析してございませぬ。いろいろなものがあると思っております。

それから、営林局の関係で、営林局の職員が出張した際に、職務上使いますカメラを汽車の網だに載せておきまして、居眠りでもしておったのでしょるか、盗難にあいまして亡失した。これはまあ非常に重大な過失であるというところで弁償しておる例でございますが、二件で十万円ということになっております。

○成瀬幡治君 自衛隊のことをやかくマークして持ち出したとか、あるいはそういうようなことで弁償しておるような例はないわけですか。そういう何というか、兵器とか、兵器とか、広い意味の兵器、そういうものについて、持ち出してそれを売ったとか、あるいは人に渡したというようなこと、これは別に刑法の適用があるのかもしれないけれども、そういうようなことの事故はない

わけですか。  
○説明員(津吉伊定君) 私、聞いております限りでは、そういう事故は聞いておりません。  
○鈴木市蔵君 会計検査院のトータルの場合から要らないんだというこの間の説明もあつたのだけれども、つまり保管の数量というものはやっぱいろいろある形で正確にこれをやはり捕捉しておく必要があるし、必要に応じてそれが決算委員会に報告するべき性質のものだと思われけれども、そういうふうな場合でもこの会計検査院のいわゆる総計算というものの必要はないんだということの根拠ですね、それはどういふところにあるのですか。

○説明員(津吉伊定君) これはちよつと前の委員会でも御説明したつもりでございしましたが、不十分だかと思つて、保管物品につきましても、保管されておる状態、やはりこの前申し上げました物品管理官ごとの物品管理簿を一つの事項として入っております、それは管理官が持つておられます管理簿の数字をチェックしますこととはもちろん、現物との間のたなをおろしやりまして、適宜その帳簿との突き合ひをはかりまして、その上で検査院の検査を物品管理官ごとの受けておるといふ実態でございしますので、そういう内容でトータルいたしました総計算書の検査は実質的に重複的であるという意味の御説明をしたわけでございます。

○鈴木市蔵君 それは、この間あなたの説明によると、会計検査院のほうでもそのことについては何か合意をしたかとお話でございますが、これは話しの合意は済んでおると、向こうでも承知したのだと、こういうふうな説明でしたね。そうすると、いままでそういうふうな物品の総計算を提出していったというものは、どういふ関係になるのですか。今度はそれが要らなくなつたということになると、向こう自身、要するに会計検査院自身としてはどういふ見解で合意なすつたのか、その辺のところを御説明願いたい。

○説明員(津吉伊定君) これはもうその辺まで参

りますと、ざくづぱらんに申し上げますと、国有財産法で物品が現在、改正前にとつております形態と同じ制度をとつておるのでございます。物品管理法が三十二年の一月から施行になりましたが、ほぼ同時に立案いたしました施行されました国の債権の管理等に關する法律という国の債権を管理する準則につきまして定めておる法律がございまして、この債権管理のほうでは、今回物品につきまして改正をしようとするような制度をとつております。物品は、当時立案された債権管理の方式によるべきであるか、あるいは国有財産の従来からとつておる総計算の検査を受けてそれで国会に提出する、報告するという方法をとるべきか、これは実は議論があつたわけでございます。しかし、一応同じく財産関係でありまして、国有財産の關係につきましても、これはあとで申し上げますが、検討中であるという状態でございますけれども、とりあえず現時においては国有財産と同様の制度をどういふ方針をとつたのでございまして、今回物品が、お願いしておりますような改正をしたいと思いますという方式に合わせるような方向で国有財産としても検討したいということでございます。総計算について、何回も申し上げますように、物品管理計算書の実質的な集積をさらに重複的に検査をするという点については、検査院のほうとしても一応そういう制度を物品にも国有財産に合わせるとりましたけれども、むしろ、よく検討してみれば、やはり総計算については、検査院側も疑問を持つておりました。で、この際、総計算の法律のほうでとつております様式によりたいという趣旨の改正でございます。

○大竹平八郎君 私は災害關係をやつておるのだが、この災害關係の予算全体を見ますと、一応盛つておるものは約三千五百億ばかりあるのだが、このうち物資がどのくらいあるのか知らないが、災害の場合の物資というものは、ふだん保管して

いるのか、あるいは災害が起きたときにその予算

の執行をして必要なものを買うのか、あるいははふだん管理しているのか、それはどうなっているのですか。

○説明員(津吉伊定君) 林野の材木でございますとか、あまり具体的な種別はちよつとつまびらかにいたしません、備蓄している物品ももちろんございます。それから、自衛隊などが災害救助活動に出動いたしました、そうしてその現地で調達するとか、あるいは現地に行くまでに特に災害救助用に調達するとかいう形態もございまして、その間だけだけが備蓄になっているのかということ、ちよつと具体的な物品につきましまして数字は現在ばかりありませんけれども……

○大竹平八郎君 まあ災害も激甚法を発動するよるな場合は、これは別ですが、そうでなくて、小災害の場合、毛布を何千枚とか、それから医療関係のものをどれだけとか、こういうものはある程度のものであるものは各省所管の役所でこれは保管しているのでしょうか。

○政府委員(鍋島直昭君) 災害の際におきますものは、これは私の経験でございますが、各市町村あるいは各県庁、及び国の出張所といふか、建設局、農地局といふふうに、それぞれ備蓄用品を持っておられます。たとえば、災害救助法の適用を受ける事前に、県庁の中で毛布とか食器とかそれに類するもの、あるいはその一部は市町村に保管しておきます。これはある意味においては国有のものでございます。なお、さらに建設局とか農地局では、たとえば棒とか、かますとか、なわとか、そういういたる緊急用の、いわば緊急に災害を防ぐだけの一応の備蓄は持っております、それが物品として登録されておると、まあ書類に載っておりますということだと思います。ただ、災害そのものは、起きたときにはそのとおりまいりません、もう率直に申し上げて。したがって、よそから運ぶという時間もないし、運ぶ道がこれれたり、橋が落ちたりしていかぬ、そういうときは地方庁とそれから国の機関と打ち合わせをして現地調達をするというよりな形になると思えます。一応の備

蓄だけは持っております。

○大竹平八郎君 それから、物品の各省間の融通という問題ですね、たとえば、まあこれは役所じゃないけれども、しかし政府機関だが、この間の何か道路公団があるいは交通公団か知らぬが問題を起こして、いま決算委員会で小委員会までできてこれの調査に当たるといふ大きな問題になってるんですが、この各官庁間同士の物品の融通というものは、これはどういうたてまえでできるんですか。あるいはこれはまた一々大蔵省の許可を得るものか。たとえばある役所がこういう鉄材が要ると。ところが、ある役所がその鉄材を持つてるといふ場合に、それを融通してもらおうとかいふ、物品自体の融通ですね、こういうものはどういふ制度になってるんですか、現状においては。

○説明員(津吉伊定君) 物品管理法上の制度といたしましては、物品管理官が物品を管理いたしております。その管理がえといふことをいたしまして、各省またがる場合でももちろんそういう制度がございまして、またがる場合はただし大蔵大臣に協議をしていただくという制度になっております。それを今回の改正で、協議を特になしませんでも、八年余にわたる運用の結果、ルールも確立しておりますし、円滑に融通されておるといふふうに制度上は認められますので、その協議の制度は改正の結果はすししたいということでございます。

それから、もう一つ、分類がえという制度がございまして。これは、ある予算を使いまして物を調達いたしました、予算上は御承知のように使用目的、使途がきまつております。その使途のきまつておりますにかかわらず、物にかわりまして、どういふ目的に使われるかということ、物としてあるだけの状態になりまして、その目的が薄れてしまふ。で、やもすれば非効率な使用がなされるおそれがあるということで、その分類を予算の項の目的に従うように立てまして、その分類に物を属せしめまして、その目的に従う運用をしよう

という制度がございまして。で、そういう分類を變更いたしました、これは分類がえといつておりますけれども、そういう目的を變更して使うという制度もございまして。

したがって、制度上は管理がえ、分類がえという方法で、各省内はもちろん、各省間にもわたしましてそういう運用がされるという制度でございます。

○大竹平八郎君 そりすると、私がお尋ねしているいわゆる物品の融通というものは、これは配置がえといふことで報告をすれば、それで済むのですか。

○説明員(津吉伊定君) それは非常に技術的な言いで恐縮ですが、分類がえと管理がえという方法で、弾力的、効率的に物を使用するという制度になっております。

○大竹平八郎君 それから、今度の場合ですね、国会に物品のトータルの現状を報告する場合に、会計検査院のあれを必要としない、こういうあれがありますね。という、行政管理局はどうなんですか、この問題に対して。

○説明員(津吉伊定君) 行政管理局がこの改正につきましてどういふ意向を持てるかという点につきましては、具体的な反対はございません。それから、行政管理局がこの物品の管理についてどういふ使命を果たすかという点につきましては、行政一般の監察をございまして、あるいは行政制度の改善をはかるかという意味で、もちろん対象になってるわけでございます。

だが、これはなんです、臨調の答申というものを、大蔵省としてはもうあれをそのまま全部のんでやっているので、どうなんですか。あるいはそのうちでできるものだけをやるのか、あるいはこれはもう絶対に順守していかなければならぬというより強い立場に立って、臨調の七人委員会の答申というものを尊重してやっているので。

○政府委員(鍋島直昭君) この前お答え申し上げたと思いますが、臨時行政調査会からの答申の内容は、会計機関の統合、あるいは大蔵大臣の承認、協議の簡素化、物品、固有財産管理の効率化、物品の集中調整、そのほか複式簿記、あるいは契約等の問題について、全般的に答申がされてるわけでありまして。したがって、それを詳細にやりますと、実際いふと、それだけでできない、他の面に影響を及ぼす点もあるわけでございます。全面的には大体本年度じゅう、いわゆる三月末を目標にして、まあできるものあるいは非常に困難なもの等の態度を大蔵省としてははっきりしていきたいというつもりでございます。

なお、そのうちであるいは会計法の改正あるいは物品管理法の改正というよりな形で、とにかくできやすいものは今回これを行なうていただく。その以後につきましては、やはり他省との関係とかいろいろ、どうしてもそれ一本でできないものもございまして、大体できるもの、できないものというよりな形で、三月末までぐら、本年度じゅうを目標に、ひとつ十分研究をさしていただく、こういうふうな思っております。

○大竹平八郎君 御承知のとおり、これはまだ行革として、臨調の答申案というものをどの程度どうとるかというところは、まだまだ最終段階にはなっていないわけですね。そこで、これを法律として国会提出すべきものは、いまやっているものもあつて、すでに出ているものもあるというよりなことで、あの答申それ自体というものは、全部行革がこれのんでいっているわけじゃないのですか、そういう点はどうなんですか。

○説明員(津吉伊定君) 先生御指摘のように、行政改革推進本部というのが内閣としてつくられておりまして、そこで臨調の意見をいかに行政的に実現していくかという具体的な段取りについて方針をきめ、検討しておりますけれども、その際、やはり先ほど事務次官からお答えいたしましたように、現在の行政運営の実態と、それからある制度的な部分を変更いたしますと、ほかに関連していかなる変更をすべきかというような問題もございまして、必ずしもその、全部の面でという辺の表現でございすけれども、まあ一応受け取ってそれを検討して、いかに実現できるか、非常に困難である、あるいはもう絶対的に、少なくともその常識的な期間を見通しますと、たとえは数十年間には無理であるとかというような困難なものもあるわけにございまして、その一応の面でもいいますと、とにかく謙虚に行政的にいかに処理するかという点で検討いたしておるという点で、まさにこのんでおるわけにございす。

○大竹平八郎君 そのように、要するにあそこに出てる答申案をそれ自体を全部のんで、こういうことじゃないわけですね。

○説明員(津吉伊定君) 実質的に全部直ちにのんでおるといふことはございせん。

○大竹平八郎君 いま一点伺いますがね、これはこれに関連してなんですが、しばしば決算委員会なんかで問題になるのですが、この物の買い方ですね、物品の買い方ですね、これは役所において必ずしも一定してないと思うのですが、たとえば金額を百万円以下は係長以下の裁決でいけるのか、何かそういうことについて、大蔵省が物品購入についていゆる統一のなにかがあるのか、指令をどうするんですか。物品購入ですね。

○説明員(津吉伊定君) 会計法上支出負担行為担当官とか契約担当職員という機関がございまして、それが責任を持って契約関係事務を処理するといふ体制でございす。ただし、その補助機関が係としてどういふふうに分かれておるか、あ

るいは係員の人数がどの程度あるか、それから具体的な契約をするにつきまして一々具体的な基準はどうであるかという指示はございせん。ただし、会計法の系統で予算決算及び会計令という政令がございす、そこには一般競争を原則とし、随意契約を例外的な形式とする契約制度といひますか、契約方式の規定はございまして、適正な予定価格を定めまして競争するのが原則であるといふ方針に基づいて諸種の規制はございす。

○大竹平八郎君 これは私の意見になります、たしか数年と記憶いたしておるのですがね、決算委員会とときに防衛庁なんかの購買の問題のとき、私が質問したとき、何か百万円以下はこれは何ぞすよ、いまあなたのお話ばかりです。その責任者というものはこれははっきりわかるのだから、そうでなく実質上物を買うという場合、その百万円以下というものは係長以下の事務官が任意にやって、責任はむしろその上の人が持つことはこれはもう当然なんだが、そういうあれがあるの、いろいろ問題が起ることがあるのです。そういうことで、これは何かそのまゝ役所によつては違ふと思うのですがね。非常に物を買うところ、それからそうでないところ、いろいろありますがね。その責任者というものはこれはもうはっきりしているから、あくまでもそれに責任を持たせればよいのだというけれども、実際問題の場合は二十二や二十三の若い人がばかばか百万円、二百万円というふうなことで、そこでオーダーというふうなことでやられると、いろいろ問題が出てくるのですね。そういうことは一べんよくひとつ、実際のやり方を大蔵省としては私はお調べになる必要があるんじゃないかと思うのです。これは私の意見でございす、申し上げておきます。

○成瀬幡治君 いまの大竹委員の質問にも関連するわけですがね、この前のまた説明にも関連するわけですが、一括購入といふことが臨調で言われておるわけでありす。こうなるとますます、膨大な数量をもしやると、これは非常にいい

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

ですから、いま大竹委員の意見にも非常に、言わんとされるところは私にもよくわかるわけなんです。ですから、片一方では能率的でなければならぬといふ。そう上の人まで逐一判こばかり取りに来るようではおかしといふ。しかし、片一方では、皆さんむちゃなことを言われても、たいへんなことになる。そのまゝ非常にむずかしい問題だと思つておるわけですが、理屈でいへば私は何とも言えるのですが、運用上は非常にどうやたらいいかと私たちが考え、ここではこうですとかなかなか言いくい場合があると思つて、それが、そういうような場合は大体課長さんといふんですか、あるいは係長さんくらゐのところ、ど

大体物品関係の、大体物にもよりますよ。いま言つたように、自動車、防衛庁がかつて年度末決算のときに金が余つたといふようなときに、三月幾日に何億と買つたことがあるのです。決算委員会でも問題になつたことを私は記憶しておる。そういうふうなものは私はおそらく長官くらゐまで行つておるだろうと思つて、それでなく、百万円以下あるいは百万円前後のものは大体課長あたりくらゐまで大体決済するといふふうになつておる。実態はどういふふうになつておるんですか。あるいはここら辺のところだ、こういうふうにあなたのほうは指導されておるのか。

○説明員(津吉伊定君) 具体的に実態はどうなつておるかという御質問は、まさに痛いわけですが、でも、大体契約担当職員の置かれますレベルが本省ではやはり会計課長とか経理課長という課長クラスでございす、それから地方支分部局に参りますと、局長でございすとか、あるいはせいぜい下がりましたも総務部長、庶務部長といふようなところもございす。

それから、いまの金額によりましてどこか係の端っこはほりにまかせておるのかもしれないといふ説は、これは実際の会計事務の運営といつたしまつて、それぞれの個所で、一体日常のいわゆるルーティンでどの程度気分的にやつておるんだらうかといふ辺の問題もございまして、それを一々チェックして一応調べてみなければならぬといふ、まあ非常に事故の多いところでありすところ、大量に調達するとか、利害関係が先鋭なところにつきましては、やはり不正が起る因にもなりますので、これは各省におきましてその辺は十分、具体的に何万円以下はどうか、何万円以上は必ずどのレベルに上げるといふことは、おそらくそういう金額的な基準ではないといひますが、一般的にそういう不正がないように、効率的に行なわれるようにといふことで、これは別なちよつと余談になるかもしれませんが、一体法令をもつて人間の良心がどの程度束縛できるかといふような問題も反面ございまして、それ

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

ことですから、やつたほうが非常にいいと思つて、そういうふうな場合に大会社に一括やらせてしまったらたいへんなことになるのです。そこで、ある程度中小企業の人たちにもそういう場所を与えたらどうかといふこと。あなたのほうの説明としては、契約の場合は随契約が本体であつて指名はあくまでも特例、異例といつたようにな説明にも受け取れるわけですよ。しかし、実体は指名入札だといふほうが九割だと思つて、それから、形式的にはあなたのは競争入札だから、そういう間違い等はないといふような趣旨の御説明ですが、その点を私に実態に合わないのだからと思つて、いや、そうでない、おれのははいままで競争入札、随契約だとおっしゃるなら、私はいままで購入の随契約が多いのか指名が多いのか、資料で結論が出るのです。それはたとえば建設業法の改正からいっても、ああいう大きな入札です、どちらが多いかといつたら、たしか私の記憶では九十何%が指名入札であるから、随契約をはずして、随契約ではなくて指名のほうを原則にする。そのかわり建設業界ではAランク、Bランク、Cランクといふようなランクをつくつて、そうしてこれに対してはこうだといふことになつてきた。

を修身的なこともあわせまして、非常に熱心に各省としては、地方、まあ中央ももちろん総合してですが、総合的に指導を、不正のないように、効率的に行なわれるように指導しておるといふふうに承知しておりますけれども……。

○成瀬權治君 ともかく、私は、随契が原則であつて、実態が随契になつておればさほどないわけですけれども、大体実態は指名が多いから、なれ合いが多いんじゃないかといふことを一つ心配しておるわけです。

○説明員(津吉伊定君) いまのは、随契が原則でございます。一般競争といふのが原則なんです。それで、いまちょっと先生言われました建設工事なんかで、A、B、C等のランクをつくりまして、指名に類似するような実態ができておるわけですが、あれは一般競争契約に加入しませんが、資格の要件をきめて、不正、不信用のおそれがある業者の介入をできるだけ避けるという方途でございます。しからば、さらに詰めて、指名競争とどこが違つてくるんだと、こういうことになると思いますが、それはわれわれ自身としても制度上さらに検討しなければいかぬ大きな問題だと思つて、これは一般競争のほうで資格をあまりに制限したくない、それは指名競争と交わらぬじゃないか、こういうことになりまして、実は、契約制度全般につきまして三十七年度に御承知のように改正をいたしました。従来のわりあい不備であるといわれておつた契約制度を改訂いたしましたのでございますが、その運用の経過がだんだんと出てきてまいつておるわけです、それを考え合わせまして、競争あるいは随契といふ契約方式全体について検討はしなければいかぬという状態だと思つて。

○成瀬權治君 私も実は実態はあまりよく知つていないので、調査もしてありませんから、幾ぶん自分として想像的な発言が多くて、いかにいふわけですけれども、心配をしておる点は、今後一括購入の方針は私はいふ方法だと思つておる。そうしますと、そういう一般競争が原則だと思つておる。

ことはよくわかるけれども、実態はそうじゃなくて、やはり指名で大体やつておる面のほうが多いと思つておる。特定なところとやられるほうが多いと思つておる。これが実情だと思つておる。したがつて、そういうふうなことになるかと、そこになれ合いが出てきやしないかといふ点が一つと、これはもちろんあなたのほうでもいまま心配して、各省ともそういうことがないように十分注意して配慮しておるということですから、いいんです。中小企業の人たちがそのワク内に入れないことがあつてはたいへんであるから、そういう場合ひつとつ入れるようにしていただきたい。もし、あなたのほうで行政指導をおやりになる場合、そういうことをお忘れにならないように、ちゃんと何かの上におつてつけ加えるようにしていただければ幸いです。これは希望でございます。

○説明員(津吉伊定君) まことに適切な御指摘でございます。実は随契の意見も、集中調達の方式を徹底させるべきであるという御意見をいたしております。大量購買は、小口、分散調達に比して、これに要する事務費、経費、ならびに事務の専門化等の点におつてすぐれている。というふうな言つておられますけれども、しかし、「わが國において、調達組織、政府使用物品の統一化、中小企業保護」、まさに指摘されましたところでありまして、それから「地域産業の育成等、なお残された問題が多い。従つてこれらの諸点を考慮すると、調達は大量購買の有効な物品を省庁単位に、またはブロック機関ごとを一括して購入する方法を徹底させるべきである。さらに、物品によつては、既存の行政組織を利用して、政府全体にわたる一括調達方式とするのも考慮すべきである。」とあります。したがつて、何か調達方式そのものだけを見まして、事務費が軽減されるか、その他効率的に調達ができるかという面がございまして、現在の資本主義制度のもとにおいて、そういう方式をとるならば産業全般はどうかという点は、やはり慎重に考慮しなければいかぬというふうに思つております。

○成瀬權治君 最後に、よく警官のピストル紛失事件がございましてね。紛失というよりか、むしろ警官がねらわれちゃつて、強盗をとらまえる人が強盗に襲われたというよりなかつたことがあるわけです。ああいう場合の最終責任者といふのは、物品の管理上からいふと、警察官にあるのか署長にあるのか、どういふところですか。

○説明員(津吉伊定君) 特にそういう武器の使用につきましては法律にも要件がきめてございまして、警察官の職務執行について要件がいろいろあります。それが厳密に適用になつておる。それから、内部的にも当然、私に具体的にわかつておる。そういう事態が起こりましたときに、一応第一次的な責任は使用職員といふものの先ほど来御説明申しました弁償責任の問題、それからそういう武器取り扱いの上、職務執行上の行政上の責任の問題といふことで一応かぶつてまいりまして、その使用職員に対する物品管理上の規制はどのよりの指示をやつて注意をしておつたかといふ点で、物品管理官とかあるいは供用官が置かれております。それから、物品供用官の責任になることとございまして、それからまた、警察の職務執行上の系統として上司におつては、その使用の規制について十分なる指示をし指揮監督をしたかといふ点で、責任上の問題は評価されようかと思つておる。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(西田信一君) 速記つけて。  
他に御発言もないようでございますので、両案につきましても質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。それで、両案の質疑は結局いたしました。午前十時三十七分散会。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

ればならない。  
第八十三条中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第八十四条第一項中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改める。

第八十七条第三号中「第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項」を「役員の名、住所及び資格」に改める。

第一百一条第十二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第四項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第三百四十八条第四項中「中小企業団体の組織に関する法律」の下に、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)」を加え、「農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会」を「及び中央会」に改める。

4 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による組合、連合会又は中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に関する部分は、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



昭和四十年二月二十二日印刷

昭和四十年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局